

## 大阪市 A I オンデマンド交通検討会議における議決方法について

大阪市 A I オンデマンド交通検討会議における議決方法について、大阪市 A I オンデマンド交通検討会議運営規約第 4 条第 2 項により議長が定める方法を、次のとおりとする。

### 記

## 大阪市 A I オンデマンド交通検討会議における議決方法

### 1 議決方法

- ・賛否を明らかにした委員等※（欠席した委員等の委任を含む）の過半数をもって決する。
- ・委員等が欠席を予定し、かつ、代理人がいない場合は、あらかじめ、議長に届け出ることで、出席する委員等に賛否を委任することができる。
- ・賛否を表明しかねる委員等は、棄権扱いとし、多数決の分母に含めない。

※「委員等」とは、委員及び地域委員を指す。

### 2 採決方法

採決の順序は以下のとおり

#### （1）委任状況の確認

議長は、欠席した委員等からの委任状の内容を確認し、委任状況を報告する。

#### （2）議決総数の確認

#### （3）挙手による採決

ア 棄権委員等の挙手数

イ 反対委員等の挙手数（委任数を含む）

ウ 賛成委員等の挙手数（委任数を含む）

#### （4）議長票の取り扱い

議長は、他の委員等の採決後に自身の態度を明らかにする。

#### （5）議決結果の報告

議長は、結果を委員等へ報告する。

### 3 本議決方法の適用

本日の会議より適用する。

【参考】大阪市A I オンデマンド交通検討会議運営規約（抜粋）

（議決）

第4条 検討会議の議事は、委員等の真摯な協議により合意形成を図るものとする。  
ただし、議長の判断により、委員等の過半数で決することができるものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 委員等の議決権の取り扱いについては、議長の定めるところによる。